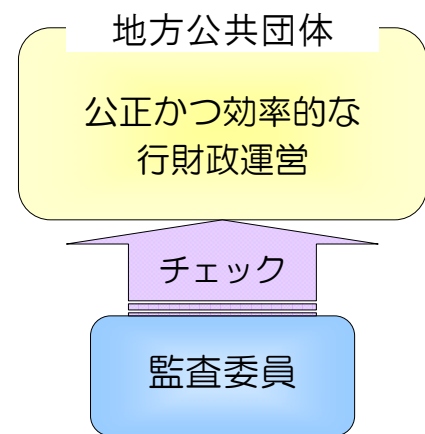


1 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており、地方公共団体の事務が適正に行われているかをチェックするために、**独立の執行機関として、公正不偏の立場から監査を実施します。**



監査委員は、**人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他の行政運営に関して優れた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て、長（知事や市町村長）が選任します。**

監査委員の人数

都道府県の監査委員の人数は、地方自治法で4人と定められていましたが、法律の改正により、平成19年4月から、条例によって増やすことができるようになりました。東京都では、条例を改正して監査委員の人数を5人とし、監査機能のいっそうの充実強化を図りました。

2 監査事務局

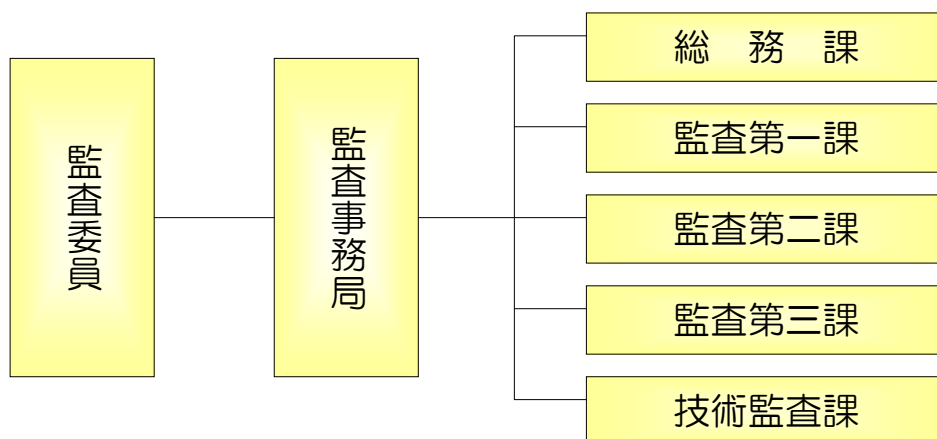
東京都では、**監査委員の補助機関**として**監査事務局**が設置されています。

監査事務局には5つの課があり、89人の職員がいます。

監査には、各局で実務経験を積んだ職員が当たっています。職員には、土木や建築、機械、電気といった技術職もいます。

更に、平成19年7月から公認会計士を任期付職員として採用し、監査の専門性の強化と、民間監査経験による知見の活用を積極的に図っています。

■ 組織図（平成23年4月1日現在）



監査事務局ホームページについて

監査の結果は、報告書を作成して公表しています。

報告書は都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）などでご覧になれます。

また、ホームページでも各種監査報告書や監査の結果に基づいて知事等が講じた改善措置等の全文を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<http://www.kansa.metro.tokyo.jp/index.html>



監査事務局ホームページ